

令和6年度就学援助を希望される保護者様へ大事なお知らせ

那覇市では、小・中学校へ通うお子さんの保護者のうち、経済的理由により、学用品費や修学旅行費、学校給食費などの支払いにお困りの方に費用の一部を援助しています。

1 援助の対象 ※同一世帯の方全員の所得審査を行い支給の可否を決定します。

那覇市に居住し、国公立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者又は区域外就学で那覇市立小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者（親権者）であればどなたでも申請できます。

- ①生活保護を受給中の世帯（就学援助からの支給対象費目は修学旅行費のみ）
 - ②市町村民税が非課税の世帯 ③令和5年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった世帯
 - ④所得審査などにより、生活保護を受けている家庭に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯 など
- ※【参考例】令和6年度の認定となる基準額（世帯員全員の収入の合計）の目安をご確認ください。

2 申請に必要な書類 ※申請書の記入漏れや書類不備により認定不可となる場合があります。 ※内容の確認や各種証明書など、追加で資料の提出を求められることがあります。

- ①申請書（学校の事務室、学務課窓口にて配布。学務課ホームページからもダウンロード可）
- ②保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー（支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ）
- ③本籍地、筆頭者、続柄の記載がある住民票謄本の原本・・・【那覇市民以外の方】
- ④令和6年度の所得課税証明書の原本・・・【令和6年1月1日時点で那覇市外に在住していた方】
（収入額・社会保険料等の控除額・税額の記載があるもの）
※各市町村によって名称、発行時期が異なります。
- ⑤保護受給証明書（世帯用）の原本・・・【令和5年4月1日以降に生活保護が停止・廃止になった方】
- ⑥住宅区分「その他」確認票・・・【親族（親兄弟等）や知人などの名義の住居に住んでいる方】

【参考例】令和6年度の認定となる基準額（世帯員全員の収入の合計）の目安

世帯	家族構成 世帯構成や年齢などにより目安となる基準額が異なります。	基準額 (総収入額)
2人	親1人 ・小学生1人の場合 (20歳～40歳)	209万円
3人	親1人 ・中学生1人・小学生1人の場合 (20歳～40歳)	292万円
4人	両親 ・中学生1人・小学生1人の場合 (20歳～40歳)	354万円
5人	両親 ・中学生1人・小学生1人・4歳の場合 (20歳～40歳)	394万円

認定となる条件：基準額 > 同一世帯員全員の総収入額

※ここでいう収入とは、以下の算式で算出した額をいいます。

$$\text{収入} = \text{所得税法上の所得の合算額} - \text{所得控除}$$

(給与及び公的年金等については収入額) (社会保険料、生命保険料、地震保険料のみ控除します。)

※認定不可となった世帯で、世帯の総収入の4分の1以上を占める生計維持者が長期療養や失業等により、収入がない場合は、再度審査いたしますので、学務課へご相談ください。

3 同一世帯 次のいずれかに該当する者は、同一世帯として所得審査の対象となります。

【同一住所に居住している場合（住民票の同一・別を問わず）】

- ・同一生活空間に居住する親族又は同居人 ・申請者世帯と同じ建物の同・別フロアに居住する親族
 - ・申請者世帯の住居と同じ敷地内（番地）の別棟に居住する親族
- ※申請者世帯と親族世帯で光熱水費が別契約・別支払いであることを証明した場合は別世帯とします。
（光熱水費が別契約・別支払いであることを確認できるそれぞれの世帯の領収書等の提出）

【別住所に居住している場合】

- ・婚姻継続中の配偶者 ・児童生徒の親権者
- ・住民票は別だが申請者世帯から仕送りを受けている者、または申請者世帯へ仕送りをしている者


※配偶者又は親権者を外して審査する必要のある特段の理由（DV避難等）がある方は学務課までご相談ください。

4 申請の締切日・提出先・結果通知 申請月からの援助費支給となりますので、お早めに申請ください。

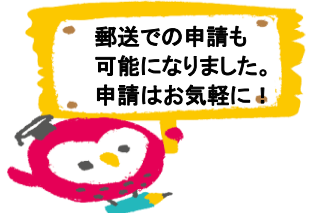
申請月	申請期限	提出先	審査結果の通知時期
4月	令和6年4月1日(月)～4月30日(火) ※郵送の場合は当日消印有効	保護者が学校事務室又は学務課窓口へ提出 (学務課への郵送可)	6月下旬
5月以降	毎月末日締切 (土日・祝日にあたる場合は、その前の平日) 最終の締切日： 令和6年12月27日(金) まで ※生活保護を受けている方は、令和7年3月31日(月)まで		申請月の翌月下旬
【小学校入学準備金】 小学校就学予定者（令和7年度に那覇市立小学校へ入学を予定する者）に対し支給します。 9月30日(月) までの申請者のみが対象です。学校事務室か学務課窓口へ提出してください。 ※小・中学校に在学する兄弟がいない場合は、 9月2日(月)～9月30日(月) の期間に学務課窓口へ提出してください。（郵送による提出の場合は消印有効です。） ※10月以降に申請の場合は、小学校入学準備金の支給対象外となります。			11月～12月予定

- 審査結果については、申請月の翌月下旬に郵送にて文書でお知らせします。
- 小学校入学準備金の審査結果については、別途郵送にてお知らせします。
- 小・中学校の両方にお子さんをお持ちの保護者は、申請書1枚にまとめて申請することができます。

5 援助の内容 ※申請した月により、認定された場合に支給される費目や金額が変わります。

					
給食費	小学校入学準備金 新入学学用品費	学用品費	校外活動費 (遠足等)	修学旅行費	生徒会費 (中学校)

援助の内容の詳細は、那覇市教育委員会学務課ホームページをご覧ください。



6 留意事項

就学援助の審査は同一世帯の方（同居・別居にかかわらず）全員の「収入額（所得額）・控除額・税額」を確認します。

世帯員の中で扶養に入っていない方は、令和6年1月1日時点で居住していた市町村において税の申告を行ってください。収入のない方については、オンライン申請（※那覇市民のみ）が便利です。

〈※税の申告がまだの場合は次のとおり手続きをお願いします。〉

【那覇市 スマホで収入なし申告】
検索 🔍



令和6年1月1日時点で

- 那覇市民だった場合・・・那覇市市民税課（電話 098-861-3328）で申告を行ってください。
- 那覇市以外の住民だった場合・・・転入前の市町村で申告を行い、「令和6年度所得課税証明書（令和5年の収入分に係る収入額・控除額・税額の記載があるもの）」を提出してください。

【お問合せ先及び郵送先】

那覇市教育委員会 学務課 就学奨励グループ
〒900-8553 那覇市泉崎1-1-1（那覇市役所11階）
TEL 098-917-3505 FAX 098-917-3380
*受付時間は午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
*駐車場利用は有料となりますので、あらかじめご了承ください。



那覇市就学援助

詳しくは、那覇市教育委員会学務課ホームページをご覧ください。
【那覇市就学援助】で検索

